⑵　別表６－３「存続する担保権一覧表（預金返還請求権）」（省略）記載の担保権は、前記第３章第１節第２第２項に基づく弁済が完了したとき、消滅する。なお、担保権者は、弁済を実施する際に必要な手続に協力するとともに、弁済を受けた後は、速やかに担保権の目的たる預金返還請求権にかかる預金証書を管財人に返還するなど、担保権の解除に必要な手続を行う。

⑶　前記⑴および⑵の定めは、本章第２節に基づく担保変換により設定された預金返還請求権に対する質権について準用する。

第２　存続しない担保権

前記第１に基づいて存続するものとされなかった担保権は、更生計画認可決定日に消滅する。当該消滅する担保権の担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権の設定登記または登録の抹消手続その他担保権の解除に必要な一切の書類を管財人に対し交付する。

第２節　資産処分の場合の担保変換等

第１　資産の処分

管財人は、裁判所の許可および関係更生担保権者の同意を得て、ＰＨＩの資産の売却・取壊し等の処分をすることができる。

第２　担保の解除

本更生計画案提出後、前記第１に基づき、ＰＨＩの資産について売却・取壊し等の処分を行ったときは、裁判所の許可を得たときに当該資産上の担保権は消滅する。前記により消滅した担保権の権利者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権の抹消登記手続等解除に必要な一切の書類を管財人に対し交付する。

第３　預金質権の設定

前記第２により、ＰＨＩの資産を売却した場合、当該資産が本章第１節において存続するとされた担保権の目的物であるときは、管財人は、当該資産を目的とする担保権にかかる更生担保権と同額の定期預金を行い、当該資産に設定されていた担保権に対する担保の変換として、当該預金の元金（利息は含まれない。）に当該更生担保権を有する者を権利者とする質権を設定する。

第３節　登録免許税等の費用負担

本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は、ＰＨＩが負担する。ただし、前記第３章第１節第１処分連動方式等別途の定めがある場合はこの限りではない。

第６章　会社の措置

第１節　更生計画認可決定日における措置

第１　定款の変更

定款の一部を別表10「定款変更表」（省略）のとおり変更する。

第２　資本金および資本準備金の額の減少

１　ＰＨＩの資本金および資本準備金の額を以下のとおり減少させる。

減少する資本金の額　196億2947万4550円

減少する資本準備金の額　０円

２　効力発生日

資本金および資本準備金の額の減少は、更生計画認可決定日に、その効力を生ずる。

第３　新株予約権の消却

１　会社による新株予約権の取得

ＰＨＩは、更生計画認可決定日をもって、ＰＨＩの発行済新株予約権全てを無償で取得する。

２　新株予約権の消却

ＰＨＩは、第１項に基づく新株予約権の取得と同時に、その保有する新株予約権全部を消却する。

第４　役員の退任および選任

１　役員の退任

ＰＨＩの現役員は、更生計画認可決定日をもって全て退任する。

２　役員の選任

次の者を役員として選任する。ただし、管財人は、東京地方裁判所の許可を得て、取締役および監査役の選任・変更・補充をすることができる。

取締役　田端　仁一（管財人）

取締役　永井　幸藏（管財人代理）

取締役　荒川　和也（公認会計士）

監査役　林　　令史（公認会計士）

代表取締役　田端　仁一

３　新役員の任期

新役員の任期は、更生計画認可決定日から１年または同決定日から１年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までの、いずれか短い期間とする。

４　役員の変更、補充または増員

前記第３項の任期内に、役員を変更、補充または増員する必要が生じたときは、裁判所の許可を得て、管財人が選任する。変更、補充または増員された役員の任期は、他の役員の残任期間と同一とする。

５　新役員の報酬

新役員の報酬は、更生計画認可決定後、会社更生法第72条第４項前段の規定による裁判所の決定に基づき新役員がその権限を回復している期間に限り、同法第66条第２項の規定により、管財人が裁判所の許可を得てこれを定める。

第２節　ＰＨＩに関するその後の措置

第１　株主の権利の変更

１　ＰＨＩによる株式の取得

ＰＨＩは、更生計画認可決定確定後２か月以内の管財人が指定する日をもって、ＰＨＩの発行済株式全て（98万6290株）を無償で取得する。

２　発行済株式の消却

ＰＨＩは、前項に基づく株式の取得と同時に、その保有する自己株式（98万6290株）全てを消却する。

第２　募集株式を引き受ける者の募集

１　ＰＨＩは、以下のとおり、新たな払込みを受けて募集株式を引き受ける者を募集する。

⑴　募集株式の種類

普通株式

⑵　発行する募集株式の数

１万9080株

⑶　払込額

１株　５万円

⑷　払込期日

更生計画認可決定確定日から２か月以内の管財人が指定する日とする。

⑸　増加する資本金および資本準備金に関する事項

増加する資本金　４億7700万円

増加する資本準備金の額　４億7700万円

⑹　募集株式の割当て

募集株式は、以下の者に割り当てる。

Kamoulox Investments S. àr. l　１万1448株

Euroheart Investments S. àr. l　7632株

２　剰余金の配当の制限

更生手続中は、株主に対する剰余金の配当を行うことができない。

第３　資本金の額の減少（再減資）

１　ＰＨＩの資本金の額を以下のとおり減少させる。

減少する資本金の額　４億7700万円

２　効力発生日

資本金の額の減少は、更生計画認可決定確定後２か月以内の管財人が指定する日に、その効力を生ずる。

第７章　弁済資金の調達方法等（省略）

第８章　取締役等の責任調査（省略）

第９章　共益債権の弁済等（省略）

第10章　少額更生債権の弁済（省略）

第11章　その他必要的記載事項（省略）

別表１ないし10　省略

東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ミ）第１９号

東京都中央区八重洲２丁目10番10号

更生会社　パシフィックリアルティ株式会社

１　決定年月日　平成22年３月31日

２　主文　本件更生計画を認可する。

３　理由の要旨　管財人から提出され、可決された更生計画は、法定の要件を具備している。

４　更生計画の要旨

第１章　更生計画立案までの経緯（省略）

第２章　更生計画の基本方針と骨子（省略）